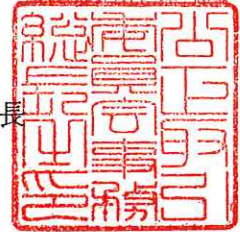


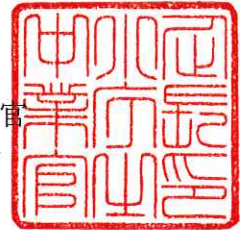
公取企第109号  
20140922 中庁第1号  
平成26年10月1日

(一社)日本ショッピングセンター協会  
代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



#### 下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

さて、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、先行きについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクに留意する必要があると、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。そこで、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであります。

このような状況の下、本年度においても、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしましたので、引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別 添)

# 「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成26年10月  
公正取引委員会  
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

## 記

- 1 47都道府県（62会場）において、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスター、たれ幕等を掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

|                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 | 電話 03 (3581) 3375 (直通) |
| 中小企業庁事業環境部取引課            | 電話 03 (3501) 1669 (直通) |